

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港会社の維持要件のマニュアル(5) – 新株発行

会社新株発行の手続きには、取締役が新株を関係者に発行したり、会社登記所に関係者の情報や関連書類を提出したりすること、及び関係者の情報を株主名簿に追加したり、関係者に株式を発行したりすることが含まれています。

現行の持株比率に基づいて新株を発行しない限り、株主総会で事前承認を取得する必要があります。当該承認は株主によって特定投資家私募又は一般投資家私募を決定され、取締役によって執行されます。事前にいずれの株主総会で取り消されなかった場合、当該承認は会社の次の年次株主総会が開催される、又は開催されるべき際に失効します。

新株発行申告書(フォーム NSC1)は、会社メンバー及びその保有している株式を記載している法定文書です。当該申告書は発行日から1ヶ月以内に会社登記所に提出される必要があります。期限内に申告書が提出されない場合、会社登記所は新株発行の申請を拒否することができます。その場合に、会社は裁判所に延期申告の申請を提出する必要があります。

株式の実質的支配権は、株主以外の者に保有されることができます。但し、会社の実質的支配権の透明性を向上するために、会社条例(第622章)により、香港において設立された会社は実質的支配権の最新情報を保有するために、実質的支配者名簿(Significant Controllers Register)を保存し、必要に応じて法執行官に提供する必要があります。実質的支配者名簿は開示する必要がありません。

関連資料:

「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com